

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照表 目次

1	子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）	【第一条関係】	1
2	健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）	【第二条関係】	49
3	予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）（抄）	【第三条関係】	53
4	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）（抄）	【第四条関係】	56
5	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（抄）	【第五条関係】	59
6	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）	【第六条関係】	62
7	児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）（抄）	【第七条関係】	64
8	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）（抄）	【第八条関係】	75
9	特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）	【第九条関係】	80
10	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）	【第十条関係】	90
11	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）	【第十一条関係】	93
12	国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号）（抄）	【第十二条関係】	106
13	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第四百四号）（抄）	【第十三条関係】	107
14	財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）	【第十四条関係】	109
15	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）	【附則第三項関係】	112

改正案	現行
<p>第一～三条（略）</p> <p>（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）</p> <p>第四条 教育認定子ども（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第二十条第四項に規定する支給認定子ども（以下「支給認定子ども」という。）をいう。以下同じ。）に係る支給認定保護者（同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一 次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者 二万五千七百円</p> <p>二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の</p>	<p>第一～三条（略）</p> <p>（新設）</p>

規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五條の四第六項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)

(を合算した額(次号において「市町村民税所得割合算額」という。))が二十一万二千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第五号までに掲げる者を除く。) 二万五百円

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百一円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万六千五百円

四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が特定教育・保育のあつた月の属する年度(特定教育・保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。))の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六條の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第六條の四第二項に規定する養育里親又は同法第七條第一項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。))の長をいう。以下同じ。)である支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 三千円

五 特定教育・保育のあつた月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六條第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。))である支給認定保護者 零

法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「満三歳以上保育認定子ども」という。）のうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの以外のものに係る支給認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- 一 次号から第八号までに掲げる者以外の支給認定保護者 十万千円
（法第二十条第三項に規定する保育必要量が少ない者として内閣府令で定める支給認定保護者（以下「短時間認定保護者」という。）にあつては、九万九千四百円）
- 二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者について特定教育・保育のあつた月の属する年度（特定教育・保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。）が三十九万七千円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）
（ 七万七千円（短時間認定保護者にあつては、七万五千八百円）
- 三 市町村民税所得割合算額が三十万千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 五万八千円（短時間認定保護者にあつては、五万七千円）
- 四 市町村民税所得割合算額が十六万九千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 四万五千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万九百円）

五 市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 二万七千円（短時間認定保護者にあつては、二万六千六百円）

六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第八号に掲げる者を除く。） 一万六千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）

七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあつた月の属する年度（特定教育・保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 六千円

八 特定教育・保育のあつた月において被保護者である支給認定保護者又は児童福祉法第六条の四第一項に規定する里親（以下単に「里親」という。）である支給認定保護者 零

3 特定満三歳以上保育認定子ども（満三歳以上保育認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものをいう。以下同じ。）及び満三歳未満保育認定子ども（法第二十九条第一項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る支給認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- 一 前項第一号に掲げる支給認定保護者 十万四千元（短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円）
 - 二 前項第二号に掲げる支給認定保護者 八万円（短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円）
 - 三 前項第三号に掲げる支給認定保護者 六万円（短時間認定保護者にあつては、六万百円）
 - 四 前項第四号に掲げる支給認定保護者 四万四千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円）
 - 五 前項第五号に掲げる支給認定保護者 三万円（短時間認定保護者にあつては、二万九千六百円）
 - 六 前項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）
 - 七 前項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円
 - 八 前項第八号に掲げる支給認定保護者 零
- 4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあつた月において要保護者等（要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）その他内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万六千百円」とあるのは「一万五千百円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「一万五千五百円」と、「一万六千三百円」とあるのは「一万五千三百円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第二十八条第二項第一号の政令で定める額)

第五条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- 一 前条第一項第一号に掲げる支給認定保護者 二万五千七百円
- 二 前条第一項第二号に掲げる支給認定保護者 二万五百円
- 三 前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者 一万六千円
- 四 前条第一項第四号に掲げる支給認定保護者 三千円
- 五 前条第一項第五号に掲げる支給認定保護者 零

2 満三歳以上保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。第十二条第一項及び第十三条第二項において同じ。)に係る支給認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- 一 前条第二項第一号に掲げる支給認定保護者 十万千円(短時間認定保護者にあつては、九万九千四百円)
- 二 前条第二項第二号に掲げる支給認定保護者 七万七千円(短時間認定保護者にあつては、七万五千八百円)
- 三 前条第二項第三号に掲げる支給認定保護者 五万八千円(短時間認定保護者にあつては、五万七千円)
- 四 前条第二項第四号に掲げる支給認定保護者 四万五千円(短時間認定保護者にあつては、四万九百円)

(新設)

- 五 前条第二項第五号に掲げる支給認定保護者 二万七千円（短時間認定保護者にあつては、二万六千六百元）
- 六 前条第二項第六号に掲げる支給認定保護者 一万六千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）
- 七 前条第二項第七号に掲げる支給認定保護者 六千円
- 八 前条第二項第八号に掲げる支給認定保護者 零
- 3 特定満三歳以上保育認定子ども及び満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。
- 一 前条第三項第一号に掲げる支給認定保護者 十万四千元（短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円）
- 二 前条第三項第二号に掲げる支給認定保護者 八万円（短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円）
- 三 前条第三項第三号に掲げる支給認定保護者 六万円（短時間認定保護者にあつては、六万百円）
- 四 前条第三項第四号に掲げる支給認定保護者 四万四千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円）
- 五 前条第三項第五号に掲げる支給認定保護者 三万円（短時間認定保護者にあつては、二万九千六百元）
- 六 前条第三項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）
- 七 前条第三項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円
- 八 前条第三項第八号に掲げる支給認定保護者 零
- 4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が

特定教育・保育のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万六千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「一万五千五百円」と、「一万六千三百円」とあるのは「一万五千三百円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第二十八条第二項第二号の政令で定める額)

第六条 法第二十八条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用保育(同条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第三号において同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者 二万五千七百円

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特別利用保育のあつた月の属する年度(特別利用保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額(次号において「市町村民税所得割合算額」という。)が二十一万二千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第五号までに掲げる者を除く。)

(新設)

二万五百円

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万六千五百円

四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用保育のあった月の属する年度（特別利用保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 三千円

五 特別利用保育のあった月において被保護者である支給認定保護者
零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万六千五百円」とあるのは「一万五千五百円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」とする。

（法第二十八条第二項第三号の政令で定める額）

第七条 法第二十八条第二項第三号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用教育（同条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第四号において同じ。）に係る標準的な費用の

（新設）

額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者 二万五千七百円

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万二千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）
二万五百円

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万六千円

四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 三千円

五 特別利用教育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が

特別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万六千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」とする。

第八条 (略)

(法第二十九条第三項第二号の政令で定める額)

第九条 法第二十九条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定地域型保育(同条第一項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第八号までに掲げる者以外の支給認定保護者 十万四千円(短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円)

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定地域型保育のあった月の属する年度(特定地域型保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額(以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。)が三十九万七千円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。)

三 市町村民税所得割合算額が三十万千円未満である場合における支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 六万千円(短時間認定保護者にあつては、六万百円)

第四条 (略)

(新設)

- 四 市町村民税所得割合算額が十六万九千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 四万四千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円）
- 五 市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 三万円（短時間認定保護者にあつては、二万九千六百円）
- 六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第八号に掲げる者を除く。） 一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）
- 七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあつた月の属する年度（特定地域型保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 九千円
- 八 特定地域型保育のあつた月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者 零
- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第一号の政令で定める額)

第十条 法第三十条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定地域型保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 前条第一項第一号に掲げる支給認定保護者 十万四千元(短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円)

二 前条第一項第二号に掲げる支給認定保護者 八万円(短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円)

三 前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者 六万千元(短時間認定保護者にあつては、六万百円)

四 前条第一項第四号に掲げる支給認定保護者 四万四千五百円(短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円)

五 前条第一項第五号に掲げる支給認定保護者 三万円(短時間認定保護者にあつては、二万九千六百円)

六 前条第一項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)

七 前条第一項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円

八 前条第一項第八号に掲げる支給認定保護者 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(新設)

(法第三十条第二項第二号の政令で定める額)

第十一条 法第三十条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用地域型保育(同条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第七号において同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のうち、いずれか低い額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者 二万五千七百円

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特別利用地域型保育のあった月の属する年度(特別利用地域型保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額(次号において「市町村民税所得割合算額」という。)が二十一万二千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第五号までに掲げる者を除く。) 二万五百円

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百一円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万六千円

四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあった月の属する年度(特別利用地域型保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところに

(新設)

より当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 三千円

五 特別利用地域型保育のあった月において被保護者である支給認定保護者 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万六千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」とする。

（法第三十条第二項第三号の政令で定める額）

第十二条 満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第三号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定利用地域型保育（同条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第八号において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第八号までに掲げる者以外の支給認定保護者 十万千円
（短時間認定保護者にあつては、九万九千四百円）

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者
についての特定利用地域型保育のあった月の属する年度（特定利用地域型保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第

（新設）

- 一 項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。）が三十九万七千円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 七万七千円（短時間認定保護者にあつては、七万五千八百円）
- 三 市町村民税所得割合算額が三十万千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 五万八千円（短時間認定保護者にあつては、五万七千円）
- 四 市町村民税所得割合算額が十六万九千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 四万五千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万九百円）
- 五 市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 二万七千円（短時間認定保護者にあつては、二万六千六百円）
- 六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第八号に掲げる者を除く。） 一万六千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）
- 七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定利用地域型保育のあつた月の属する年度（特定利用地域型保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 六千円
- 八 特定利用地域型保育のあつた月において被保護者である支給認定

保護者又は里親である支給認定保護者 零

2 特定満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第三号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定利用地域型保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 前項第一号に掲げる支給認定保護者 十万四千元（短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円）

二 前項第二号に掲げる支給認定保護者 八万円（短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円）

三 前項第三号に掲げる支給認定保護者 六万千元（短時間認定保護者にあつては、六万百円）

四 前項第四号に掲げる支給認定保護者 四万四千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円）

五 前項第五号に掲げる支給認定保護者 三万円（短時間認定保護者にあつては、二万九千六百円）

六 前項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）

七 前項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円

八 前項第八号に掲げる支給認定保護者 零

3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定利用地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前二項の規定の適用については、第一項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「一万五千五百円」と、「一万六千三百円」とあるのは「一万五千三百円」と、同項第七号中「六千元」とあるのは「零」と、前項第六号中「一万九千五百円」と

とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第四号の政令で定める額)

第十三条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育(同条第一項第四号に規定する特例保育をいう。以下この条、次条及び第二十三条第三項第九号において同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者 二万五千七百円

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者についての特例保育のあった月の属する年度(特例保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額(次号において「市町村民税所得割合算額」という。)が二十一万二千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第五号までに掲げる者を除く。) 二万五百万円

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百一円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 一万六千百円

四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が特例保育のあった月の属する年度(特例保育のあった月が四月か

(新設)

ら八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 三千円

五 特例保育のあつた月において被保護者である支給認定保護者 零
2 満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第八号までに掲げる者以外の支給認定保護者 十万千円
（短時間認定保護者にあつては、九万九千四百円）

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者
についての特例保育のあつた月の属する年度（特例保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。）が三十九万七千円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 七万七千円（短時間認定保護者にあつては、七万五千八百円）

三 市町村民税所得割合算額が三十万千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 五万八千円（短時間認定保護者にあつては、五万七千五百円）

- 四 市町村民税所得割合算額が十六万九千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 四万五千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万九千円）
 - 五 市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 二万七千円（短時間認定保護者にあつては、二万六千六百円）
 - 六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第八号に掲げる者を除く。） 一万六千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）
 - 七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあつた月の属する年度（特例保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次項第七号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 六千円
 - 八 特例保育のあつた月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者 零
- 3 特定満三歳以上保育認定子ども及び満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。
- 一 前項第一号に掲げる支給認定保護者 十万四千円（短時間認定保

護者にあつては、十万二千四百円)

二 前項第二号に掲げる支給認定保護者 八万円(短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円)

三 前項第三号に掲げる支給認定保護者 六万円(短時間認定保護者にあつては、六万百円)

四 前項第四号に掲げる支給認定保護者 四万四千五百円(短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円)

五 前項第五号に掲げる支給認定保護者 三万円(短時間認定保護者にあつては、二万九千六百円)

六 前項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)

七 前項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円

八 前項第八号に掲げる支給認定保護者 零

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万六千百円」とあるのは「一万五千百円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「一万五千五百円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例)

第十四条 負担額算定基準子ども(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保

(新設)

育所、児童福祉法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同法第三項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第一学年から第三学年までに在学する子ども（以下「小学校第三学年修了前子ども」という。）をいう。以下この条において同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する法第二十七条第三項第二号、法第二十八条第二項第一号から第三号まで、法第二十九条第三項第二号及び法第三十条第二項第一号から第四号までに規定する政令で定める額は、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第三学年修了前子どもが一人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下この条において同じ。）である教育認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下この条において同じ。）

最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。ハ及び次号において同じ。）である満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子ども

ハ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

二 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 零

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第三学年修了前子どもが二人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ハ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

第十五条 (略)

第十六条 (略)

第十七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 (略)

二 児童福祉法

第五条 (略)

第六条 (略)

第七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 (略)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

- 三〇六 (略)
- 七 生活保護法
- 八〇二十 (略)

第十八条 (略)

2 (略)

- 一 その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人(次のイからハまでに掲げる者に限る。第二十一条第二項第二号及び附則第十一条第二項第二号において「その者と密接な関係を有する者」という。)
イ、法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(前項に規定する者を除く。)
ロ、である者 当該確認の取消しの日
- イハ (略)
- 二 (略)
- 三 法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長(特別区の区長を含む。第二十一条第二項第四号において同じ。))がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。附則第十一条第二項第四号において同じ。)
までの間に、法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。)
当該確認の辞退の日

第十九条 (略)

- 三〇六 (略)
- 七 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)
- 八〇二十 (略)

第八条 (略)

2 (略)

- 一 その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人(次のイからハまでに掲げる者に限る。第十一条第二項第二号及び附則第七条第二項第二号において「その者と密接な関係を有する者」という。)
イ、法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(前項に規定する者を除く。)
ロ、である者 当該確認の取消しの日
- イハ (略)
- 二 (略)
- 三 法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長(特別区の区長を含む。第十一条第二項第四号において同じ。))がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。附則第七条第二項第四号において同じ。)
までの間に、法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を辞退した者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。)
当該確認の辞退の日

第九条 (略)

第二十條 法第五十二條第一項第八号の政令で定める法律は、第十七條各号（第一号、第三号、第四号、第九号及び第十二号を除く。）に掲げる法律とする。

2 (略)

第二十一條 (略)

第二十二條 (略)

(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第二十三條 都道府県は、法第六十七條第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額（同項に規定する施設型給付費等負担対象額をいう。以下この条において同じ。）の四分の一を負担する。

2 国は、法第六十八條第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額の二分の一を負担する。

3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十七條第三項第一号に掲げる額から第四條又は第十四條に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

二 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八條第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第五條又は第十四條に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算し

第十條 法第五十二條第一項第八号の政令で定める法律は、第七條各号（第一号、第三号、第四号、第九号及び第十二号を除く。）に掲げる法律とする。

2 (略)

第十一條 (略)

第十二條 (略)

(新設)

た額

三 特別利用保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第六条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

四 特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第七条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

五 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

六 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

七 特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十一条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

八 特定利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護

者ごとに法第三十条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

九 特例保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第四号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十三条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

（施設型給付費等負担対象額の特例）

第二十四条 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事由があることにより、特定教育・保育等（法第五十九条第三号に規定する特定教育・保育等という。次項において同じ。）に要する費用を支給認定保護者が負担することが困難であると認め、その負担を軽減するよう法第二十七条第三項第二号の市町村が定める額、法第二十八条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額、法第二十九条第三項第二号の市町村が定める額、法第三十条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を定めた支給認定保護者が受けた施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。次項において同じ。）
（特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次項において同じ。））、地域型保育給付費（法第二十九条第一項

（新設）

の地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）又は特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）に関する前条第三項の規定の適用については、同項各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額」とする。

2 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった支給認定子どもに係る支給認定保護者が受けた施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費に関する前条第三項の規定の適用については、同項各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額）」とする。

（地域子ども・子育て支援事業に係る都道府県及び国の交付金）

第二十五条 都道府県は、法第六十七条第二項の規定により、毎年度、市町村に対して、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業（法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。次項において同じ。）に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額（その額が内閣総理大臣が定める基準により算定した費用を超える場合にあつては、当該費用の額）につき、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した額を交付することができる。

2 国は、法第六十八条第二項の規定により、毎年度、市町村に対して、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除し

（新設）

た額（その額が内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を
超える場合にあっては、当該費用の額）につき、内閣総理大臣が定め
る基準によつて算定した額を交付することができる。

（法第六十九条第一項の政令で定める団体）

第二十六条 法第六十九条第一項第三号の政令で定める団体は、地方公
務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第四項に
規定する特定地方独立行政法人、同法第百十三条第五項に規定する職
員団体、同法第百四十条第一項に規定する公庫等、同法第百四十一条
第一項に規定する組合、同条第二項に規定する連合会、同法第百四十
一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、同法第百四十一
条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人、同法第百四十一条
の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及び同法第百四
十二条第二項の規定により読み替えられた同法第百四十条第一項に規
定する特定公庫等とする。

2 法第六十九条第一項第四号の政令で定める団体は、国家公務員共済
組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第一条第二項に規定する行
政執行法人、同法第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち同
法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等、同法第九十九条第五項
に規定する職員団体、同法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等
及び特定公庫等並びに同法第百二十五条に規定する組合とする。

（法第七十条の政令で定める拠出金率）

第二十七条 法第七十条第二項の拠出金率は、千分の一・五とする。

（新設）

（新設）

(権限の委任)

第二十八条 法第七十一条第二項の政令で定める政府の権限は、法第六十九条第一項第一号に掲げる者から拠出金等（法第七十一条第二項に規定する拠出金等をいう。以下同じ。）を徴収する権限とする。

(日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二十九条 法第七十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十一条の二及び第八十一条の二の二の規定による申出の受理

二 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十三条の二の規定による申出の受理及び承認

三 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第五項の規定による市町村に対する処分の請求

四 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

五 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税

(新設)

(新設)

徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第四百十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百十二条の規定による搜索

六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

（機構が行う滞納処分等に係る認可等）

第三十条 日本年金機構（以下「機構」という。）は、法第七十一条第三項に規定する国税滞納処分等の例による処分及び前条第五号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

（滞納処分等実施規程の認可等）

第三十一条 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（次項において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

（機構から厚生労働大臣への求め等）

第三十二条 機構は、滞納処分等その他第二十九条各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

(法第七十一条第四項の政令で定める場合)

第三十三条 法第七十一条第四項の政令で定める場合は、前条の規定による求めがあつた場合において厚生労働大臣が必要があると認めるときとする。

(厚生年金保険法の機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する規定の準用)

第三十四条 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、法第七十一条第三項の規定による機構による同項に規定する国税滞納処分の場合による処分及び第二十九条各号に掲げる権限に係る事務の実施又は法第七十一条第四項の規定による厚生労働大臣によるこれらの権限の行使について準用する。

(財務大臣への権限の委任)

第三十五条 厚生労働大臣は、法第七十一条第四項の規定により滞納処分等及び第二十九条第四号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。)に係る納付義務者(法第七十一条第六項に規定する納付義務者をいう。以下この条及び第三十八条において「納付義務者」という。)が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠蔽しているおそれがあることその他の事情があるため拠出金等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その

(新設)

(新設)

(新設)

他の処分の権限を委任する。

2 前項の事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の拠出金を滞納していること。

二 納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠蔽しているおそれがあること。

三 納付義務者が滞納している拠出金等の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している拠出金等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合には、次に掲げる権限を除き、その全部を財務大臣に委任する。

一 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第三百三十八条の規定による告知

二 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第五十三条第一項の規定による滞納処分の執行の停止

三 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第十一條の規定による延長

四 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第三十六条第一項の規定による告知

五 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五条第一項の規定による受託

六 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条の規定による免除

七 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第二百二十三条第一項の規定による交付

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

(厚生年金保険法の財務大臣への権限の委任に関する規定の準用)

第三十六条 厚生年金保険法第百条の五第二項から第四項までの規定は、法第七十一条第四項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

(新設)

(国税庁長官への権限の委任)

第三十七条 財務大臣は、第三十五条第一項の規定により委任された権限、前条において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項の規定による権限及び前条において準用する同法第百条の五第三項において準用する同法第百条の四第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

(新設)

(国税局長又は税務署長への権限の委任)

第三十八条 国税庁長官は、前条の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の事業所又は事務所の所在地(厚生年金保険法第八条の二第一項の適用事業所にあつては同項の規定により一の適用事業所となつた二以上の事業所又は事務所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所又は事務所の所在地とし、同法第六条第一項第三号に規定する船舶所有者(以下この項において「船舶所有者」という。)にあつては船舶所有者の住所地又は主たる事務所の所在地(仮住所があるときは、仮住所地)とする。次項において同じ。)を管轄する国税局長に委任する。

(新設)

2 国税局長は、必要があると認めるときは、前項の規定により委任された権限の全部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任する。

(機構への事務の委託)

第二十九条 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、法第七十一条第八項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、厚生年金保険法第百条の十第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構(次項において「機構」という。)(一)と、「

(新設)

前項各号に掲げる」とあるのは「子ども・子育て支援法（平成二十四
年法律第六十五号）第七十一条第八項の規定により機構に行わせるも
のとされた」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「子ども・子育
て支援法第七十一条第八項及び子ども・子育て支援法施行令第三十九
条において準用する前項」と、「第一項各号に掲げる」とあるのは「
同法第七十一条第八項の規定による」と読み替えるものとする。

（法第七十一条第九項の政令で定める法人）

第四十条 法第七十一条第九項の政令で定める法人は、日本私立学校振
興・共済事業団並びに法第六十九条第一項第三号及び第四号の法律に
基づく共済組合とする。

（拋出金等の取立て及び政府への納付）

第四十一条 法第七十一条第九項の規定による拋出金等の取立ては、前
条に規定する法人が法第六十九条第一項第二号から第四号までの法律
に基づき掛金又は負担金を徴収する同項第二号から第四号までに掲げ
る者について、当該掛金又は負担金の取立ての例に準じて行うものと
する。

2 法第七十一条第九項の規定により取り立てた拋出金等については、
その取立てをした月ごとに取りまとめ、これに納付書を添えて、速や
かに、日本銀行に納付しなければならない。

附 則

第一条（略）

（新設）

（新設）

附 則

第一条（略）

(条例の制定に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一年を超えない期間内において、次の各号に掲げる規定に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、当該各号に定める規定に規定する内閣府令で定める基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

一・二 (略)

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によることとされた改正前の児童手当法に係る特例)

第二条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十條の拠出金に関する第三十五條の規定の適用については、同条第二項第三号中「保険料、厚生年金保険」とあるのは「保険料、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金、厚生年金保険」と、「保険料、特例納付保険料」とあるのは「保険料、拠出金、特例納付保険料」とする

(条例の制定に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一年を超えない期間内において、次の各号に掲げる規定に規定する市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例が制定施行されるまでの間は、当該各号に定める規定に規定する内閣府令で定める基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

一・二 (略)

(新設)

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例）

第四条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第三十五条の規定の適用については、同条第二項第三号中「保険料、厚生年金保険」とあるのは「保険料、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険」と、「保険料、特例納付保険料」とあるのは「保険料、拠出金、特例納付保険料」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

第五条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第三十五条の規定の適用については、同条第二

（新設）

（新設）

項第三号中「保険料、厚生年金保険」とあるのは「保険料、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険」と、「保険料、特例納付保険料」とあるのは「保険料、拠出金、特例納付保険料」とする。

第六條 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)			(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第三條 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)			(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2
(略)

(略)	法第八十七条第二項	(略)	法第六十八条第一項	法第六十七条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	子ども・子育て支援法施行令附則第六条第一項の規定により読み替えられた第十四条第一項	(略)	子ども・子育て支援法施行令附則第六条第一項の規定により読み替えられた第六十五条	子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）附則第六条第一項の規定により読み替えられた第六十五条	(略)	(略)	(略)	(略)

2
(略)

(略)	法第八十七条第二項	(略)	法第六十八条第一項	法第六十七条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十四条第一項	(略)	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の規定により読み替えられた第六十五条	子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えられた第六十五条	(略)	(略)	(略)	(略)

(委託費の支払に係る施設型給付費等負担対象額の算定に係る技術的
読替え)

第七条 前条第一項の規定により法第六十五条第二号、第六十七条第一
項及び第六十八条第一項の規定を読み替えて適用する場合における第
二十三条の規定の適用については、同条第三項中「の合算額」とある
のは、「及び法附則第六条第一項に規定する委託費の支払に要する費
用の額との合算額」とする。

第八条 (略)

第九条 (略) 法附則第六条第四項の規定により市町村の長が保育料を
徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用につい
ては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

児童手当法第二十	(略)	(略)	(略)
児童手当法第二十 一条第二項	(略)	子ども・子育て支援法施行令(平成二十 六年政令第二百十三号)附則第九条の規 定により読み替えられた児童福祉法第五 十六条第八項各号又は児童福祉法第五 十六条第九項各号	(略)

(新設)

第四条 (略)

第五条 法附則第六条第四項の規定により市町村の長が保育料を徴収す
る場合における児童福祉法及び児童手当法(昭和四十六年法律第七十
三号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

児童手当法第二十	(略)	(略)	(略)
児童手当法第二十 一条第二項	(略)	子ども・子育て支援法施行令(平成二 十六年政令第二百十三号)附則第五条 の規定により読み替えられた児童福祉 法第五十六条第八項各号又は児童福祉 法第五十六条第九項各号	(略)

二条第一項		
(略)	(略)	子ども・子育て支援法施行令附則第九條の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第八項若しくは児童福祉法第五十六条第九項
(略)	(略)	(略)

第十条 法附則第六條第一項及び第三項から第七項まで並びに附則第六條並びに前二條に規定するもののほか、法附則第六條第一項の規定による委託費の支払に關し必要な経過措置は、内閣府令で定める。

第十一条 当分の間、次に掲げる教育・保育施設の設置者（法人以外の者に限る。）に対する法第三十一条第一項及び第四十条第二項の規定の適用については、法第三十一条第一項中「除き、法人に限る」とあるのは「除く」と、法第四十条第二項中「第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）附則第十一条第一項の規定により読み替えられた場合を含む。）」とする。

一〜四（略）
2 当分の間、法第四十条第二項（前項の規定により読み替えられた場合を含む。以下この条において同じ。）の法第四十条第一項の規定に

二条第一項		
(略)	(略)	子ども・子育て支援法施行令附則第五條の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第八項若しくは児童福祉法第五十六条第九項
(略)	(略)	(略)

第六条 法附則第六條第一項及び第三項から第七項まで並びに前三條に規定するもののほか、法附則第六條第一項の規定による委託費の支払に關し必要な経過措置は、内閣府令で定める。

第七条 当分の間、次に掲げる教育・保育施設の設置者（法人以外の者に限る。）に対する法第三十一条第一項及び第四十条第二項の規定の適用については、法第三十一条第一項中「除き、法人に限る」とあるのは「除く」と、法第四十条第二項中「第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）附則第七条第一項の規定により読み替えられた場合を含む。）」とする。

一〜四（略）
2 当分の間、法第四十条第二項（前項の規定により読み替えられた場合を含む。以下この条において同じ。）の法第四十条第一項の規定に

より法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（第十八条第一項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、第十八条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（第十八条第一項に規定する者を除く。）において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者
当該確認の取消しの日

イ・ロ（略）

二 法人であつて、その者と密接な関係を有する者が法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（第十八条第一項に規定する者を除く。）であるもの
当該確認の取消しの日

三（八（略）

（法附則第九条第一項第一号イの政令で定める額）

第十二条 第四条第一項及び第四項の規定は、法附則第九条第一項第一号イの政令で定める額について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十七条第三項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第一号イ」と、「同条第一項」とあるのは「法第二十七条第一項」と読み替えるものとする。

より法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（第八条第一項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、第八条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（第八条第一項に規定する者を除く。）において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者
当該確認の取消しの日

イ・ロ（略）

二 法人であつて、その者と密接な関係を有する者が法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（第八条第一項に規定する者を除く。）であるもの
当該確認取消しの日

三（八（略）

（新設）

(法附則第九条第一項第二号イ(1)の政令で定める額)

第十三条 第五条第一項及び第四項の規定は、法附則第九条第一項第二号イ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十八条第二項第一号」とあるのは、「附則第九条第一項第二号イ(1)」と読み替えるものとする。

(法附則第九条第一項第二号ロ(1)の政令で定める額)

第十四条 第六条の規定は、法附則第九条第一項第二号ロ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第六条第一項中「第二十八条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第二号ロ(1)」と、「同条第一項第二号」とあるのは「法第二十八条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(法附則第九条第一項第三号イ(1)の政令で定める額)

第十五条 第十一条の規定は、法附則第九条第一項第三号イ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ(1)」と、「同条第一項第二号」とあるのは「法第三十条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(法附則第九条第一項第三号ロ(1)の政令で定める額)

第十六条 第十三条第一項及び第四項の規定は、法附則第九条第一項第三号ロ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十条第二項第四号」とあるのは「附則第九条第

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

「一項第三号ロ(1)」と、「同条第一項第四号」とあるのは「法第三十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

(複数の支給認定子ども等がある支給認定保護者に係る特例)

第十七条 第十四条の規定は、負担額算定基準子どもが同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る法附則第九条第一項第一号イ、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)又は同号ロ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第十四条各号列記以外の部分中「第二十七条第三項第二号、法第二十八条第二項第一号から第三号まで、法第二十九条第三項第二号及び法第三十条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「附則第九条第一項第一号イ、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)又は同号ロ(1)」と、「第四条から第七条まで及び第九条から前条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十四条及び附則第十六条において準用する前条」と、同条第一号中「イからハまで」とあるのは「イ及びハ」と、「第四条から第七条まで及び第九条から前条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十一条及び附則第十六条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定による施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第十八条 法附則第九条第三項の規定により法第六十七条第一項及び第

(新設)

(新設)

六十八条第一項の規定を読み替えて適用する場合における第二十三条の規定の適用については、同条第三項中「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで、第七号及び第九号」と、「合算額」とあるのは「合算額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」と、同項第一号中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、「第四条又は」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条又は附則第十七条において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第一号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号イ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第三号中「第二十八条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第二号(1)」と、「第六条又は」とあるのは「附則第十四条において準用する第六条又は附則第十七条において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十四条において準用する第六条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める

額から法附則第九条第一項第二号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第七号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イ(1)」と、「第十一条又は」とあるのは「附則第十五条において準用する第十一条又は附則第十七条において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十五条において準用する第十一条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第二号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第九号中「第三十条第二項第四号」とあるのは「附則第九条第一項第三号ロ(1)」と、「第十三条又は」とあるのは「附則第十六条において準用する第十三条又は附則第十七条において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十六条において準用する第十三条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第三号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」とする。

2 前項の規定により第二十三条の規定を読み替えて適用する場合における第二十四条の規定の適用については、同条第一項中「第二十七条第三項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第一号イ」と、「法第二十八条第二項第一号」とあるのは「同項第二号イ(1)」と、「同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額、」とあるのは「同項第二号ロ(1)の市町村が定める額、法第二十八条第二項第三

号の市町村が定める額、」と、「同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)の市町村が定める額、法第三十条第二項第三号の市町村が定める額又は法附則第九条第一項第三号ロ(1)」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号」と、同条第二項中「同項各号」とあるのは「同項第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号」とする。

(法附則第九条第四項の都道府県の補助)

第十九条 法附則第九条第四項の規定による都道府県の補助は、毎年度、同条第一項第一号ロ、同項第二号イ(2)及び同号ロ(2)並びに同項第三号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる額の合算額の二分の一以内について行うことができる。

(新設)

改正案	現行
<p>（法第二百四十四条の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第六十三条 法第二百四十四条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四十四条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四条の四、第六十四条の五、第六十四条の七、第六十四条の八第一項及び第六十四条の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p> <p>四（略）</p> <p>附則 （都道府県単位保険料率の算定方法の特例等）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>（法第二百四十四条の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第六十三条 法第二百四十四条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四十四条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四条の四、第六十四条の五、第六十四条の七、第六十四条の八第一項及び第六十四条の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p> <p>四（略）</p> <p>附則 （都道府県単位保険料率の算定方法の特例等）</p> <p>第七条（略）</p>

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例)

第八条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第六十三条の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例)

第九条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第六十三条の規定の適用について

(新設)

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例)

第八条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第六十三条の規定の適用について

は、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

第十条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第六十三条の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（法附則第八条の三の規定により読み替えられた法第六十条第三項第三号の政令で定める額）

第十一条（略）

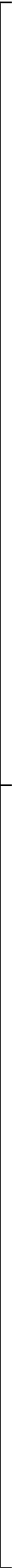
は、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

第八条の二 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第六十三条の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

（法附則第八条の三の規定により読み替えられた法第六十条第三項第三号の政令で定める額）

第九条（略）



改正案	現行
<p>（資金前渡のできる経費の指定）</p> <p>第五十一条 会計法第十七条の規定により主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第四号に掲げる経費（庁中常用の雑費に限る。以下この条において同じ。）及び第七号に掲げる経費に充てる資金について主任の職員において手持ちすることができる金額は、第四号に掲げる経費に充てる資金にあつては三百万円を、第七号に掲げる経費に充てる資金にあつては同号に規定する直営又は請負の区分ごとにそれぞれ五百万円を限度とする。</p> <p>一〜七の三 （略） 船舶に属する経費</p> <p>七の四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十一条第一項若しくは第六十九条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五条第一項若しくは厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第八十二条第一項の規定により政府が事業主若しくは船舶所有者として負担すべき保険料又は徴収法第十五条第一項、第二項若しくは第四項、第十六条、第十七条、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十三条第一項若しくは子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第二項の規定により政府が事業主若しくは一般事業主として納付すべき保険料若しくは拠出金</p> <p>八〜十三 （略）</p>	<p>（資金前渡のできる経費の指定）</p> <p>第五十一条 会計法第十七条の規定により主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第四号に掲げる経費（庁中常用の雑費に限る。以下この条において同じ。）及び第七号に掲げる経費に充てる資金について主任の職員において手持ちすることができる金額は、第四号に掲げる経費に充てる資金にあつては三百万円を、第七号に掲げる経費に充てる資金にあつては同号に規定する直営又は請負の区分ごとにそれぞれ五百万円を限度とする。</p> <p>一〜七の三 （略）</p> <p>七の四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十一条第一項若しくは第六十九条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五条第一項若しくは厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により政府が事業主若しくは船舶所有者として負担すべき保険料又は徴収法第十五条第一項、第二項若しくは第四項、第十六条、第十七条、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十三条第一項若しくは児童手当法第二十条第二項の規定により政府が事業主若しくは一般事業主として納付すべき保険料若しくは拠出金</p> <p>八〜十三 （略）</p>

附則

第十一条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第五十一条の規定の適用については、同条第六号中「及び」とあるのは「並びに」と、「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）の規定による子ども手当」と、同条第七号の四中「第六十九条第二項」とあるのは「第六十九条第二項（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を含む。）とする。

2 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定が適用される場合における第五十一条の規定の適用については、同条第六号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）の規定による子ども手当」と、同条第七号の四中「第六十九条第二項」とあるのは「第六十九条第二項（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を含む。）

附則

第十一条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第五十一条の規定の適用については、同条第六号中「及び」とあるのは「並びに」と、「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）の規定による子ども手当」と、同条第七号の四中「第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を含む。）とする。

2 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定が適用される場合における第五十一条の規定の適用については、同条第六号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）の規定による子ども手当」と、同条第七号の四中「第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を含む。）

「とする。」

とする。」

改正案	現行
<p>（法第五十三條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第三十四條 法第五十三條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第五十三條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十二條第一項及び第四十三條において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p> <p>四（略）</p> <p>附則</p> <p>（法附則第九條第一項の政令で定める範囲）</p> <p>第七條（略）</p>	<p>（法第五十三條の二第一項の政令で定める事情）</p> <p>第三十四條 法第五十三條の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料等（法第五十三條の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十二條第一項及び第四十三條において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、<u>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）</u>の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p> <p>四（略）</p> <p>附則</p> <p>（法附則第九條第一項の政令で定める範囲）</p> <p>第七條（略）</p>

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例)

第八条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条の拠出金に関する第三十四条の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金」とする。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例)

第九条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(次条において「旧児童手当法」という。)第二十条の拠出金に関する第三十四条の規定の適用について

(新設)

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例)

第八条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(次条において「旧児童手当法」という。)第二十条の拠出金に関する第三十四条の規定の適用について

は、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

第十条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第三十四条の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

は、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

第九条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第三十四条の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

改正案	現行
<p>（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p> <p>四（略）</p> <p>附則 （施行期日） 1（略） （子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の</p>	<p>（法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p> <p>四（略）</p> <p>附則 （施行期日） 1（略）</p>

総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例)

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例）

3 | 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法

（新設）

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例）

2 | 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度等における子ども手当の支給

律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による「出金」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例)

4| 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十二条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金」とする。

に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例)

3| 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十二条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

改正案	現行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十八号から第七十一号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の四の三第二項に規定する交付金</p> <p>二 四十六（略）</p> <p>四十七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八條第二項に規定する交付金</p> <p>四十八（略）</p> <p>四十九（略）</p> <p>五十 特別支援教育就学奨励費交付金（第十二号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>五十一 六十三（略）</p> <p>六十三（略）</p> <p>六十四 電源立地地域対策交付金（第二十一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>六十五 七十（略）</p> <p>七十一 地域住宅交付金（第三十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十六号から第六十九号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 四十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十六（略）</p> <p>四十七（略）</p> <p>四十八 特別支援教育就学奨励費交付金（第十一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>四十九 六十一（略）</p> <p>六十一（略）</p> <p>六十二 電源立地地域対策交付金（第二十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>六十三 六十八（略）</p> <p>六十九 地域住宅交付金（第三十四号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p>

七十二 (略)

七十三 (略)

七十四 農山漁村活性化対策整備交付金(第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

七十五 農山漁村活性化対策推進交付金(第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

七十六～百七 (略)

百八 地域自主戦略交付金(第十四号、第三十五号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百九～百十七 (略)

百十八 社会資本整備総合交付金(第三十一号、第三十五号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百十九～百三十四 (略)

百三十五 防災・安全社会資本整備交付金(第三十一号、第三十五号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百三十六～百四十七 (略)

百四十八 福島再生加速化交付金(第四十六号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百四十九～百六十四 (略)

百六十五 保育所等整備交付金(第一号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百六十六～百七十一 (略)

七十 (略)

七十一 (略)

七十二 農山漁村活性化対策整備交付金(第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

七十三 農山漁村活性化対策推進交付金(第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

七十四～百五 (略)

百六 地域自主戦略交付金(第十三号、第三十四号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百七～百十五 (略)

百十六 社会資本整備総合交付金(第三十号、第三十四号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百十七～百三十二 (略)

百三十三 防災・安全社会資本整備交付金(第三十号、第三十四号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百三十四～百四十五 (略)

百四十六 福島再生加速化交付金(第四十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百四十七～百六十二 (略)

百六十三 保育所等整備交付金

百六十四～百六十九 (略)

改正案	現行
<p>(削る。)</p>	<p>(法第二十条第一項の政令で定める団体)</p> <p>第六条 法第二十条第一項第三号に規定する政令で定める団体は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人、同法第百十三条第五項に規定する職員団体、同法第百四十条第一項に規定する公庫等、同法第百四十一条第一項に規定する組合、同条第二項に規定する連合会、同法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、同法第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人、同法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及び同法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた同法第百四十条第一項に規定する特定公庫等とする。</p> <p>2 法第二十条第一項第四号に規定する政令で定める団体は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第一条第二項に規定する特定独立行政法人、同法第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等、同法第九十九条第五項に規定する職員団体、同法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び特定公庫等並びに同法第百二十五条に規定する組合とする。</p> <p>(権限の委任)</p>

(削る。)

第七条 法第二十二條第二項に規定する政令で定める政府の権限は、法第二十條第一項第一号に掲げる者から拠出金その他法の規定による徴収金を徴収する権限とする。

(日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

(削る。)

第七条の二 法第二十二條第三項の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十一條の二及び第八十一條の二の二の規定による申出の受理

二 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十三條の二の規定による申出の受理及び承認

三 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六條第五項の規定による市町村に対する処分の請求

四 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九條の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六條第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二條において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

五 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一條の規定によ

る質問及び検査並びに同法第四百四十二条の規定による搜索
六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第七条の三 日本年金機構(以下「機構」という。)は、法第二十二
第三項に規定する国税滞納処分の例による処分及び前条第五号に掲
る権限(以下「滞納処分等」という。)を行う場合には、あらかじめ
、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納
処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定
による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第七条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「
滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受け
なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等
実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構から厚生労働大臣への求め等)

第七条の五 機構は、滞納処分等その他第七条の二各号に掲げる権限の
うち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要が
あると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働
大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大
臣自らその権限を行うよう求めることができる。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(法第二十二條第四項の政令で定める場合)

第七條の六 法第二十二條第四項の政令で定める場合は、前條の規定による求めがあつた場合において厚生労働大臣が必要であると認めるときとする。

(厚生年金保險法の機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する規定の準用)

(削る。)

第七條の七 厚生年金保險法第百條の四第四項から第七項までの規定は、法第二十二條第三項の規定による機構による同項に規定する国税滞納処分例による処分及び第七條の二各号に掲げる権限に係る事務の実施又は法第二十二條第四項の規定による厚生労働大臣によるこれらの権限の行使について準用する。

(財務大臣への権限の委任)

(削る。)

第七條の八 厚生労働大臣は、法第二十二條第四項の規定により滞納処分等及び第七條の二第四号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。)に係る納付義務者(法第二十二條第六項に規定する納付義務者をいう。以下この条及び第七條の十一において「納付義務者」という。)が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の事情があるため拠出金その他法の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限を委任する。

2 前項の事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の拠出金を滞納していること。

二 納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。

三 納付義務者が滞納している拠出金その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している拠出金その他法の規定による徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合には、次に掲げる権限を除き、その全部を財務大臣に委任する。

一 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第三十八條の規定による告知

二 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生

年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第五十三条第一項の規定による滞納処分^{（一）}の執行の停止

三 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第十一條の規定による延長

四 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第三十六條第一項の規定による告知

五 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五條第一項の規定による受託

六 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三條の規定による免除

七 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第二百二十三條第一項の規定による交付

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

（厚生年金保険法の財務大臣への権限の委任に関する規定の準用）

第七條の九 厚生年金保険法第百條の五第二項から第四項までの規定は、法第二十二條第四項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

（国税庁長官への権限の委任）

第七條の十 財務大臣は、第七條の八第一項の規定により委任された権

（削る。）

（削る。）

限、前条において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項の規定による権限及び前条において準用する同法第百条の五第三項において準用する同法第百条の四第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

(国税局長又は税務署長への権限の委任)

第七条の十一 国税庁長官は、前条の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の事業所又は事務所所在地(厚生年金保険法第八條の二第一項の適用事業所にあつては同項の規定により一の適用事業所となつた二以上の事業所又は事務所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所又は事務所の所在地とし、同法第六條第一項第三号に規定する船舶所有者(以下この項において「船舶所有者」という。)にあつては船舶所有者の住所地又は主たる事務所の所在地(仮住所があるときは、仮住所地)とする。次項において同じ。)を管轄する国税局長に委任する。

2 国税局長は、必要があると認めるときは、前項の規定により委任された権限の全部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任する。

(機構への事務の委託)

第七条の十二 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、法第二十二條第八項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、厚生年金保険法第百条の十第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構(次項において「機構」という。)」と、「前項各号に掲げる」とあるのは「児童手当法第二十二條第八項の規定により機構に行わせるものとされた」と、同条第三項中「前二項」

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(保育料の特別徴収)

第六条 法第二十二條第一項の規定により徴収することができる同項に規定する保育料（以下この条において「保育料」という。）は、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、当該各号に定める年度において行われる児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四條第

とあるのは「児童手当法第二十二條第八項及び児童手当法施行令第七條の十二において準用する前項」と、「第一項各号に掲げる」とあるのは「児童手当法第二十二條第八項の規定による」と読み替えるものとする。

(法第二十二條第九項の政令で定める法人)

第八條 法第二十二條第九項に規定する政令で定める法人は、日本私立学校振興・共済事業団及び法第二十條第一項第三号及び第四号の法律に基づき共済組合とする。

(拠出金の取立て及び政府への納付)

第九條 法第二十二條第九項の規定による拠出金その他法の規定による徴収金の取立ては、前条に規定する法人が法第二十條第一項第二号から第四号までの法律に基づき掛金又は負担金を徴収する同項第二号から第四号までに掲げる者について、当該掛金又は負担金の取立ての例に準じて行うものとする。

2 法第二十二條第九項の規定により取り立てた拠出金その他法の規定による徴収金については、その取立てをした月ごとにとりまとめ、これに納付書を添えて、速やかに、日本銀行に納付しなければならない。

(保育料の特別徴収)

第九條の二 法第二十二條の四第一項の規定により徴収することができる法第二十二條の三第一項に規定する保育料（以下この条において「保育料」という。）は、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、当該各号に定める年度において行われる保育に係る保育料とする。

五項若しくは第六項の措置、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育又は同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育に係る保育料とする。

一・二（略）

（法附則第二条第三項の技術的読替え）

第七条 法附則第二条第三項の規定により法の規定を準用する場合には、同項の規定により読み替えるもののほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項 （略）		
第八条第一項 （略）		
第八条第二項 及び第三項、 第十条、第二 十条第一項、 第二十一条の 前の見出し、 同条、第二十 二条第一項、 第二十七条第 一項並びに第	受給資格者	特例給付受給資格者

一・二（略）

（法附則第二条第三項の技術的読替え）

第十条 法附則第二条第三項の規定により法の規定を準用する場合には、同項の規定により読み替えるもののほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項 （略）		
第八条第一項 （略）		
第八条第二項 及び第三項、 第十条、第二 十二条の第二 一項、第二十 二条の三の前 の見出し、同 条、第二十二 条の四第一項 、第二十七条	受給資格者	特例給付受給資格者

第二十八條	第十二條第一項	第十七條第一項	(削る。)	第二十六條第一項
	(略)	(略)		(略)

(準用)
 第八條 第四條から第六條までの規定は、法附則第二條第一項の給付について準用する。

(法附則第二條第四項の政令で定める法律の規定等)

第九條 (略)

一〇三 (略)

第一項並びに第二十八條	第十二條第一項	第十七條第一項	第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第三項並びに第二十五條	第二十六條第一項
	(略)	(略)	拠出金その他	(略)
			附則第二條第三項において準用する	

(準用)
 第十一條 第四條、第五條及び第九條の二の規定は、法附則第二條第一項の給付について準用する。

(法附則第二條第四項の政令で定める法律の規定等)

第十二條 (略)

一〇三 (略)

<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(法附則第二条第一項の給付についての予算決算及び会計令等の適用)</p>	<p>(法附則第二条第一項の給付についての予算決算及び会計令等の適用)</p>
<p>第十条 (略)</p>	<p>第十三条 (略)</p>
<p>一～三 (略)</p>	<p>一～三 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(児童手当の支給要件に該当する者が法附則第二条第一項の給付の支給要件に該当することとなる場合等の認定の特例)</p>	<p>(児童手当の支給要件に該当する者が法附則第二条第一項の給付の支給要件に該当することとなる場合等の認定の特例)</p>
<p>第十一条 (略)</p>	<p>第十四条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(支払の調整)</p>	<p>(支払の調整)</p>
<p>第十二条 (略)</p>	<p>第十五条 (略)</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>6 複数校派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）を除く。）を子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>（専ら教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>6 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人を除く。）を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>6 複数校派遣検察官等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）を除く。）を児童手当法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>（専ら教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>6 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人を除く。）を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>

(二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)

第十二条 (略)

2 (略)

3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者(地方公共団体及び公立大学法人を除く。)を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。

附則

(施行期日)

1 (略)

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によることとされた改正前の児童手当法に係る特例)

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条の拠出金に関する規定が適用される場合における第八条、第十一条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の

(二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)

第十二条 (略)

2 (略)

3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者(地方公共団体及び公立大学法人を除く。)を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。

附則

(施行期日)

1 (略)

(新設)

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）と、「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第四号」と、第十一条第六項及び第十二条第三項中「子ども・子育て支援法」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法」と、「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」とする。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例）

3 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第八条、第十条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」と、「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第四号」と、第十一条第六項及び第十二条第

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例）

2 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第八条、第十条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」と、「児童手当法」とあるのは「を旧児童手当法」と、第十一条第六項及び第十二条第三項中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度子ども手当支

三項中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例)

4 | 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）の規定が適用される場合における第八条、第十一条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」と、「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第四号」と、第十一条第六項及び第十二条第三項中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」と、「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」とする。

（国庫納付金の金額の算定の基準額に関する検討）

給法第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、「同法」とあるのは「旧児童手当法」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例)

3 | 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）の規定が適用される場合における第八条、第十一条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」と、「を児童手当法」とあるのは「を旧児童手当法」と、第十一条第六項及び第十二条第三項中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、「同法」とあるのは「旧児童手当法」とする。

（国庫納付金の金額の算定の基準額に関する検討）

5|

(略)

4|

(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 各特別会計の管理及び経理</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 労働保険特別会計（第五十五条・第五十六条）</p> <p>第七節 年金特別会計（第五十六条の二―第六十一条）</p> <p>第八節～第十五節（略）</p> <p>附則</p> <p>（歳入歳出等に関する計算書類の調製）</p> <p>第十二条 エネルギー対策特別会計、年金特別会計及び東日本大震災復興特別会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書、国庫債務負担行為要求書、歳入歳出決定計算書その他同会計全体の計算に関する書類で所管大臣が定めるものの調製は、エネルギー対策特別会計にあつては経済産業大臣が、年金特別会計にあつては厚生労働大臣が、東日本大震災復興特別会計にあつては復興大臣が、それぞれその指定する職員（第十七条第三項及び第四項、第十八条第二項及び第三項、第三十四条第四項並びに第三十六条第三項において「総括部局長」という。）に行わせるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 各特別会計の管理及び経理</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 労働保険特別会計（第五十五条・第五十六条）</p> <p>第七節 年金特別会計（第五十七条―第六十一条）</p> <p>第八節～第十五節（略）</p> <p>附則</p> <p>（歳入歳出等に関する計算書類の調製）</p> <p>第十二条 エネルギー対策特別会計及び東日本大震災復興特別会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書、国庫債務負担行為要求書、歳入歳出決定計算書その他同会計全体の計算に関する書類で所管大臣が定めるものの調製は、エネルギー対策特別会計にあつては経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計にあつては復興大臣が、それぞれその指定する職員（第十七条第三項及び第四項、第十八条第二項及び第三項、第三十四条第四項並びに第三十六条第三項において「総括部局長」という。）に行わせるものとする。</p>

(徴収済額の報告)

第十七条 次の各号に掲げる特別会計の歳入徴収官は、毎月、徴収済額報告書を作成し、参照書類を添付して、その翌月十五日までに、当該各号に定める所管大臣又は長官（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第六条に規定する長官をいう。以下同じ。）に、それぞれ送付しなければならない。

一・二 (略)

三 年金特別会計 当該歳入に関する事務を管理する所管大臣

四 特許特別会計 特許庁長官

五 東日本大震災復興特別会計 当該歳入に関する事務を管理する所管大臣

2 (略)

3 エネルギー対策特別会計、年金特別会計又は東日本大震災復興特別会計の所管大臣がそれぞれ指定する職員（次条第二項において「所管部局長」という。）は、第一項の徴収済額報告書により、毎月、徴収済額集計表を作成し、参照書類を添付して、所管大臣の定める期限までに、総括部局長に送付するものとする。

4 第一項に規定する所管大臣又は長官は、同項の規定により送付された徴収済額報告書に基づき、徴収総報告書を作成し、参照書類を添付して、その月中に、所管大臣にあつては財務大臣に、長官にあつては所管大臣を経由して財務大臣に、それぞれ送付しなければならない。

この場合において、エネルギー対策特別会計の徴収総報告書の調製は経済産業大臣が、年金特別会計の徴収総報告書の調製は厚生労働大臣が、東日本大震災復興特別会計の徴収総報告書の調製は復興大臣が、それぞれ総括部局長に行わせるものとする。

(徴収済額の報告)

第十七条 次の各号に掲げる特別会計の歳入徴収官は、毎月、徴収済額報告書を作成し、参照書類を添付して、その翌月十五日までに、当該各号に定める所管大臣又は長官（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第六条に規定する長官をいう。以下同じ。）に、それぞれ送付しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三 特許特別会計 特許庁長官

四 東日本大震災復興特別会計 当該歳入に関する事務を管理する所管大臣

2 (略)

3 エネルギー対策特別会計又は東日本大震災復興特別会計の所管大臣がそれぞれ指定する職員（次条第二項において「所管部局長」という。）は、第一項の徴収済額報告書により、毎月、徴収済額集計表を作成し、参照書類を添付して、所管大臣の定める期限までに、総括部局長に送付するものとする。

4 第一項に規定する所管大臣又は長官は、同項の規定により送付された徴収済額報告書に基づき、徴収総報告書を作成し、参照書類を添付して、その月中に、所管大臣にあつては財務大臣に、長官にあつては所管大臣を経由して財務大臣に、それぞれ送付しなければならない。

この場合において、エネルギー対策特別会計の徴収総報告書の調製は経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計の徴収総報告書の調製は復興大臣が、それぞれ総括部局長に行わせるものとする。

(支出済額の報告)

第十八条 次の各号に掲げる特別会計のセンター支出官（令第一条第三号に規定するセンター支出官をいう。以下同じ。）は、毎月、支出済額報告書を作成し、その翌月十五日までに、当該各号に定める所管大臣又は長官に、それぞれ送付しなければならない。

一・二（略）

三| 年金特別会計 当該歳出に関する事務を管理する所管大臣

四| 特許特別会計 特許庁長官

五| 東日本大震災復興特別会計 当該歳出に関する事務を管理する所管大臣

2 (略)

3 第一項に規定する所管大臣又は長官は、同項の規定により送付された支出済額報告書に基づき、支出総報告書を作成し、その月中に、所管大臣にあつては財務大臣に、長官にあつては所管大臣を経由して財務大臣に、それぞれ送付しなければならない。この場合において、エネルギー対策特別会計の支出総報告書の調製は経済産業大臣が、年金特別会計の支出総報告書の調製は厚生労働大臣が、東日本大震災復興特別会計の支出総報告書の調製は復興大臣が、それぞれ総括部局長に行わせるものとする。

(各省各庁の帳簿)

第二十六条 各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。次項及び次条において同じ。）は、その管理する特別会計の日記簿、原簿及び補助簿を備え、当該特別会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別会計においては、

(支出済額の報告)

第十八条 次の各号に掲げる特別会計のセンター支出官（令第一条第三号に規定するセンター支出官をいう。以下同じ。）は、毎月、支出済額報告書を作成し、その翌月十五日までに、当該各号に定める所管大臣又は長官に、それぞれ送付しなければならない。

一・二（略）

(新設)

三| 特許特別会計 特許庁長官

四| 東日本大震災復興特別会計 当該歳出に関する事務を管理する所管大臣

2 (略)

3 第一項に規定する所管大臣又は長官は、同項の規定により送付された支出済額報告書に基づき、支出総報告書を作成し、その月中に、所管大臣にあつては財務大臣に、長官にあつては所管大臣を経由して財務大臣に、それぞれ送付しなければならない。この場合において、エネルギー対策特別会計の支出総報告書の調製は経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計の支出総報告書の調製は復興大臣が、それぞれ総括部局長に行わせるものとする。

(各省各庁の帳簿)

第二十六条 各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。次項及び次条において同じ。）は、その管理する特別会計の日記簿、原簿及び補助簿を備え、当該特別会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別会計においては、

当該各号に定める各省各庁又は外局において、日記簿、原簿及び補助簿を備え、当該特別会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

一・二 (略)

三| 年金特別会計 厚生労働省

四| 特許特別会計 特許庁

五| 東日本大震災復興特別会計 復興庁

第二十七条 各省各庁は、前条第一項及び令第三百三十条に規定する帳簿のほか、その管理する特別会計（交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計及び東日本大震災復興特別会計を除く。）の支払元受高差引簿を備え、支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官（令第一条第二号に規定する官署支出官をいう。以下同じ。）が一人である場合においては、支払元受高差引簿は、備え付けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第四号及び第五号に掲げる特別会計にあつては、当該各号に定める各省各庁又は外局において、同項及び令第三百三十条に規定する帳簿のほか、支払元受高差引簿を備え、支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官が一人である場合においては、支払元受高差引簿は、備え付けることができる。

第二十九条の二 年金特別会計の所管府省（内閣府及び厚生労働省をいう。以下この条において同じ。）は、その所管に属する歳入及び歳出について、各勘定別に令第三百三十条の規定により歳入簿、歳出簿及び

当該各号に定める各省各庁又は外局において、日記簿、原簿及び補助簿を備え、当該特別会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三| 特許特別会計 特許庁

四| 東日本大震災復興特別会計 復興庁

第二十七条 各省各庁は、前条第一項及び令第三百三十条に規定する帳簿のほか、その管理する特別会計（交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計、エネルギー対策特別会計及び東日本大震災復興特別会計を除く。）の支払元受高差引簿を備え、支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官（令第一条第二号に規定する官署支出官をいう。以下同じ。）が一人である場合においては、支払元受高差引簿は、備え付けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第三号及び第四号に掲げる特別会計にあつては、当該各号に定める各省各庁又は外局において、同項及び令第三百三十条に規定する帳簿のほか、支払元受高差引簿を備え、支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官が一人である場合においては、支払元受高差引簿は、備え付けることができる。

(新設)

支払計画差引簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

2 所管府省は、前項の帳簿のほか、各勘定別に所管別支払元受高差引簿を備え、その所管に属する歳出に係る支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官が一人である場合においては、所管別支払元受高差引簿は、備え付けないことができる。

3 厚生労働省は、第二十六条第二項及び前二項に規定する帳簿のほか、年金特別会計全体の歳入及び歳出について各勘定別に令第三百三十条の規定により歳入簿及び歳出簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

4 厚生労働省は、各勘定別に支払元受高総括簿を備え、年金特別会計全体の歳出に係る支払元受高、所管府省への配分額その他所要の事項を登記しなければならない。

第二十九条の三 (略)

(帳簿の様式及び記入の方法)

第三十一条 第二十六条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条第二項及び第四項、第二十九条の二第二項及び第四項、第二十九条の三第二項及び第四項並びに前条に規定する帳簿の様式及び記入の方法は、財務大臣が定める。

(書類の作成方法等)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 交付税及び譲与税配付金特別会計に関する第一項及び前項の書類は

第二十九条の二 (略)

(帳簿の様式及び記入の方法)

第三十一条 第二十六条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条第二項及び第四項、第二十九条の二第二項及び第四項並びに前条に規定する帳簿の様式及び記入の方法は、財務大臣が定める。

(書類の作成方法等)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 交付税及び譲与税配付金特別会計に関する第一項及び前項の書類は

総務大臣が、エネルギー対策特別会計に関する前三項の書類は経済産業大臣が、年金特別会計に関する前三項の書類は厚生労働大臣が、東日本大震災復興特別会計に関する第一項及び前項の書類は復興大臣が、それぞれ調製するものとする。この場合において、エネルギー対策特別会計に関する前三項の書類の調製は経済産業大臣が、年金特別会計に関する前三項の書類の調製は厚生労働大臣が、東日本大震災復興特別会計に関する第一項及び前項の書類の調製は復興大臣が、それぞれ総括部局長に行わせるものとする。

(情報開示の内容)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 交付税及び譲与税配付金特別会計に関する第一項の情報は総務大臣が、エネルギー対策特別会計に関する前二項の情報は経済産業大臣が、年金特別会計に関する前二項の情報は厚生労働大臣が、東日本大震災復興特別会計に関する第一項の情報は復興大臣が、それぞれ調製するものとする。この場合において、エネルギー対策特別会計に関する前二項の情報の調製は経済産業大臣が、年金特別会計に関する前二項の情報の調製は厚生労働大臣が、東日本大震災復興特別会計に関する第一項の情報の調製は復興大臣が、それぞれ総括部局長に行わせるものとする。

(年金特別会計の所管大臣の所掌区分等)

第五十六条の二 年金特別会計の管理に関する事務のうち子ども・子育て支援勘定に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

総務大臣が、エネルギー対策特別会計に関する前三項の書類は経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計に関する第一項及び前項の書類は復興大臣が、それぞれ調製するものとする。この場合において、エネルギー対策特別会計に関する前三項の書類の調製は経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計に関する第一項及び前項の書類の調製は復興大臣が、それぞれ総括部局長に行わせるものとする。

(情報開示の内容)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 交付税及び譲与税配付金特別会計に関する第一項の情報は総務大臣が、エネルギー対策特別会計に関する前二項の情報は経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計に関する第一項の情報は復興大臣が、それぞれ調製するものとする。この場合において、エネルギー対策特別会計に関する前二項の情報の調製は経済産業大臣が、東日本大震災復興特別会計に関する第一項の情報の調製は復興大臣が、それぞれ総括部局長に行わせるものとする。

(新設)

一 次に掲げる事務 内閣総理大臣

イ 児童手当交付金の交付に関する事務

ロ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八條第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）の交付に関する事務

ハ 一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、法第一百四條第八項の規定による業務勘定への繰入れ、法第一百八條の規定による積立金の管理その他子ども・子育て支援勘定に属する現金の受入れ又は支払に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）

二 子ども・子育て支援法第六十九條第一項各号に掲げる者からの拠出金の徴収に関する事務 厚生労働大臣

2 内閣総理大臣は、前項第一号ハの事務を行うに当たっては、年金特別会計の所管大臣が協議して定めるところにより行うものとする。

3 第一項各号に掲げる事務以外の年金特別会計の管理に関する事務のうち、同会計全体の歳出に係る支払元受高の管理に関するものは同会計の所管大臣が協議して定めるところにより厚生労働大臣が行い、その他のものは厚生労働大臣が行うものとする。

（子ども・子育て支援勘定における積立金からの補足）

第六十條 法第一百八條第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第二百十條第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同条第二項第三号に係るものに限る。）を控除して不足する場合とし、法

（児童手当勘定における積立金からの補足）

第六十條 法第一百八條第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の児童手当勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第二百十條第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同条第二項第三号に係るものに限る。）を控除して不足する場合とし、法第一百八條

第百十八条第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額のうち、子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者からの拠出金に係るものに相当する金額とする。

2 前項の拠出金に係るものの範囲は、内閣総理大臣が財務大臣に協議して定める。

3 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の積立金は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附 則

（年金特別会計における児童手当に関する経理）

第十四条の二 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項第二号並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同号中「拠出金」とあるのは「拠出金（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十條第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十條

第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額のうち、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金に係るものに相当する金額とする。

2 前項の拠出金に係るものの範囲は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める。

3 年金特別会計の児童手当勘定の積立金は、児童手当法第十八条第一項に規定する被用者に係る児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附 則

（新設）

第一項において同じ。）」と、同項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」とする。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第十四条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項第二号並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同号中「拠出金」とあるのは「拠出金(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。）」と、「事務」とあるのは「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、同項中「子ども・子育て支援交付金」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第十八条第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」とする。

2 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号)による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項第二号並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同号中「拠出金」とあるのは「拠出金(平成二十三年度における子ども手

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第十四条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金」と、同条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「児童手当交付金及び」とあるのは「児童手当交付金及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第十八条第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金並びに」とする。

2 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号)による子ども手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「児童手当

当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。

）と、「事務」とあるのは「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、同項中「子ども・子育て支援交付金」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」とする。

勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金」と、同条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「児童手当交付金及び」とあるのは「児童手当交付金及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金並びに」とする。

○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第三条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p> <p>三（略）</p> <p>附則 （施行期日） 1（略）</p> <p>（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う</p>	<p>（法第十七条第一項に規定する政令で定める事情）</p> <p>第三条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 納付義務者が滞納している特例納付保険料（法第二条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。）及び延滞金の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。</p> <p>三（略）</p> <p>附則 （施行期日） 1（略）</p>

関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例)

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例）

3 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を

（新設）

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例）

2 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により

改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拋出金」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

4 | 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拋出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中「による拋出金」とあるのは、「による拋出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拋出金」とする。

適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

3 | 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拋出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法を含む。」とする。

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
各号列記以外の部分	（略）	各号列記以外の部分	法
<p>（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例）</p> <p>第七十八条 平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金について厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合等の特例）</p> <p>第七十八条 平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金について厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
		<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十二条第二項の規定により平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下</p>	

第一号			
(略)	(略)	(略)	
(略)			

第一号			
が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納	法		
に平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金		平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法	「改正後厚生年金保険法」という。)の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法

は船員保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）

の額

正十一年法律第七十号）の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）

の額

2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号に該当し、かつ、同条第三号に該当しない納付義務者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。）を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施	（略）	（略）
---	-----	-----

2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号に該当し、かつ、同条第三号に該当しない納付義務者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険料、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。）を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、児童手当法施行令（昭和	その他これらの法律を滞納	その他これらの法律（以下この号において「厚生法等」という。） 又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十二条第二項の規定により厚生年金保険法の規定による保険
---	--------------	--

<p>行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五号第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号</p>	<p>厚生年金保険法施行令第四条の二第三号</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号</p>	<p>厚生年金保険法施行令第四条の二第三号</p>	<p>料とみなされた同項各号に掲げる徴収金若しくは加算金（督促状を発してから厚生労働省令で定める期間を経過しているものに限る。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等」という。）を滞納</p>	<p>その他これらの法律の規定による徴収金</p>	<p>若しくは厚年法等の規定による徴収金又は平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等</p>	<p>その他これらの法律（以下この号において「健保法等」という。）又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十二条第二項の規定により厚生年金保険法の規定による保険</p>

(略)	
(略)	

3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法	(略)
	(略)

又はこれらの法律による徴収金	料とみなされた同項各号に掲げる徴収金若しくは加算金（督促状を発してから厚生労働省令で定める期間を経過しているものに限る。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等」という。）を滞納
	若しくは健保法等の規定による徴収金又は平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等

3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法	次の各号
	第二号及び第四号

施行令第四条の二及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項	(略)	(略)
---------------------------------	-----	-----

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号及び第三号に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法第二百四条の二第一項、船員保険法第五十三条の二第一項、厚生年金保険法第百条の五第一項、子ども・子育て支援法第七十一条第四項及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七条第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第二号及び第四号」とする。

附 則
(施行期日)

1 この政令は、平成二十五年改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

施行令第四条の二及び児童手当法施行令第七条の八第二項	厚生年金保険法の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令第三条	次の各号	第一号及び第三号
----------------------------	--------------------------------------	------	----------

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二第一号及び第三号に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法第二百四条の二第一項、船員保険法第五十三条の二第一項、厚生年金保険法第百条の五第一項、児童手当法第二十二条第四項及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七条第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第二号及び第四号」とする。

附 則

この政令は、平成二十五年改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例)

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条の拠出金に関する第七十八条の規定の適用については、同条第二項の表以外の部分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)以下この条において「子ども・子育て整備法」という。)、第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第四項において「旧児童手当法」という。)の規定による拠出金(以下この条において「児童手当法拠出金」という。)」と、同表健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第六十三条第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二号)第三条第二号の項中「第六十三条第三

(新設)

号」とあるのは「第六十三条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十四条第三号」とあるのは「第三十四条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十五条第二項第三号」とあるのは「第三十五条第二項第三号、子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第 号）第七条の規定による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号」と、「第三条第二号」とあるのは「第三条第二号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四条の二第三号の項中「第四条の二第三号」とあるのは「第四条の二第三号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項の項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項」とあるのは「、子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令第七条の規定による改正前の児童手当法施行令第七条の八第二項」と、同条第四項中「第七十一条第四項」とあるのは「第七十一条第四項、子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る旧児童手当法第二十二条第四項」とする。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適

用される旧児童手当法に係る特例)

3 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年度法律第二十四号)附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(次項において「旧児童手当法」という。)(第二十号の拠出金に関する第七十八条の規定の適用については、同条第二項の表以外の部分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年度法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年度法律第二十四号。以下この条において「平成二十四年度児童手当改正法」という。)(附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年度児童手当改正法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年度法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。)(の規定による拠出金」と、同表健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第六十三号第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十四号第三号、子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第三十五号第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二号)第三条第二号の項中「第六十三号第三号」とあるのは「第六十三号第三号(同令附則第九条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「第三十四号第三号」とあるのは「第三十四号第三号(同令附則第九条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「第三十五号第二項第三号」とあるのは「第三十五号第二項第三号、平成二十二年度等における子ども手

(新設)

当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号）第五条の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号」と、「第三条第二号」とあるのは「第三条第二号（同令附則第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四条の二第三号の項中「第四条の二第三号」とあるのは「第四条の二第三号（同令附則第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項の項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令第五条の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令による改正前の児童手当法施行令第七条の八第二項」と、同条第四項中「第七十一条第四項」とあるのは「第七十一条第四項、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

4 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（

（新設）

平成二十三年法律第七号) 第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第七十八条の規定の適用については、同条第二項の表以外の部分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号) 第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号。以下この条において「平成二十四年児童手当法改正法」という。) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年児童手当法改正法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。) の規定による拠出金」と、同表健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号) 第六十三条第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号) 第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号) 第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二号) 第三条第二号の項中「第六十三条第三号」とあるのは「第六十三条第三号(同令附則第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「第三十四条第三号」とあるのは「第三十四条第三号(同令附則第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「第三十五条第二項第三号」とあるのは「第三十五条第二項第三号、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令(平成二十三年政令第三百八号) 第六条の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた

児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第百八十一号）第七条の八第二項第三号」と、「第三条第二号」とあるのは「第三条第二号（同令附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四条の二第三号の項中「第四条の二第三号」とあるのは「第四条の二第三号（同令附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項の項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令第六条の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令による改正前の児童手当法施行令第七条の八第二項」と、同条第四項中「第七十一条第四項」とあるのは「第七十一条第四項、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項」とする。

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号）（抄）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（交流派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第三条 交流派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（交流派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法の特例）</p> <p>第三条 交流派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p>

○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第四百四号）（抄）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学校法人が経営していた保育所等を経営する共済契約者である社会福祉法人に関する経過措置）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>（学校法人が経営していた保育所等を経営する共済契約者である社会福祉法人に関する経過措置）</p> <p>第七条（略）</p>
<p>（旧児童手当法の規定により発せられた厚生労働省令の効力に関する経過措置）</p> <p>第八条 整備法の施行前に整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）の規定により発せられた国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項の厚生労働省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、整備法の施行後は、整備法による改正後の児童手当法の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令としての効力を有するものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（旧児童手当法第十四条の規定による不正利得の徴収に関する経過措置）</p> <p>第九条 整備法の施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定による児童手当に係る旧児童手当法第十四条の規定による不正利得の徴収については、なお従前の例による。</p>	<p>（新設）</p>

(年金特別会計に関する経過措置)

第十条 整備法第五十八条の規定による改正後の特別会計に関する法律

(平成十九年法律第二十三号。以下この項において「新特別会計法」

という。)の規定は、平成二十七年年度の予算から適用し、同条の規定

による改正前の特別会計に関する法律に基づく年金特別会計(以下こ

の条において「旧年金特別会計」という。)の平成二十六年年度の収入

及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例に

よる。この場合において、旧年金特別会計の児童手当勘定の平成二十

七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基

づく年金特別会計(以下この条において「新年金特別会計」という。

)の子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧年金特別会計の児童手当勘定の平成二十六年年度の歳出予算の経費

の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第

一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは

、新年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り越して使用するこ

とができる。

3 整備法の施行の際、旧年金特別会計の児童手当勘定に所属する権利

義務は、新年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属するものと

する。

4 前項の規定により新年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属

する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(新設)

改正案	現行
<p>（徴収部の所掌事務）</p> <p>第九十一条 徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 内国税の徴収に関する事（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 内国税の賦課に関する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決定に関するもの以外のものであること。</p> <p>三 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する事（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四 物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二十条に規定する割増金の徴収に関する事。</p> <p>五 厚生年金保険法昭和二十九年法律第百十五号）第百条の五の規定に基づき行う保険料その他同法の規定による徴収金の徴収に関する事。</p> <p>六 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の五の規定に基づき行う保険料その他同法の規定による徴収金の徴収に関する事。</p> <p>七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第四項から第七項までの規定に基づき行う同条第二項に規定する<u>拠出金等の徴収</u>に関する事。</p> <p>八 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百四条の二の規定に基づき行う保険料その他同法の規定による徴収金の徴収に関する事。</p>	<p>（徴収部の所掌事務）</p> <p>第九十一条 徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 内国税の徴収に関する事（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 内国税の賦課に関する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決定に関するもの以外のものであること。</p> <p>三 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する事（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四 物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二十条に規定する割増金の徴収に関する事。</p> <p>五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の五の規定に基づき行う保険料その他同法の規定による徴収金の徴収に関する事。</p> <p>六 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の五の規定に基づき行う保険料その他同法の規定による徴収金の徴収に関する事。</p> <p>七 <u>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他同法の規定による徴収金の徴収</u>に関する事。</p> <p>八 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百四条の二の規定に基づき行う保険料その他同法の規定による徴収金の徴収に関する事。</p>

と。

九 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五百五十三条の二の規定に基づき行う保険料その他同法の規定による徴収金の徴収に関すること。

十 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）第十七条の規定に基づき行う同法第二条第二項に規定する特例納付保険料及び延滞金の徴収に関すること。

附則

（国税庁の所掌事務の特例）

第七条 当分の間、第九十条第一号中「内国税」とあるのは「内国税及び地方税法附則第九条の四から第九条の十六までに規定する譲渡割（以下「内国税等」という。）」と、「賦課」とあるのは「賦課並びに同法附則第五条の四第十二項の規定による通知」と、第九十一条第一号及び第二号並びに第九十二条第一号中「内国税」とあるのは「内国税等」とする。

2 当分の間、第九十一条第七号中「の徴収」とあるのは、「の徴収、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下この号において「旧児童手当法」という。）第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児

と。

九 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五百五十三条の二の規定に基づき行う保険料その他同法の規定による徴収金の徴収に関すること。

十 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）第十七条の規定に基づき行う同法第二条第二項に規定する特例納付保険料及び延滞金の徴収に関すること。

附則

（国税庁の所掌事務の特例）

第七条 当分の間、第九十条第一号中「内国税」とあるのは「内国税及び地方税法附則第九条の四から第九条の十六までに規定する譲渡割（以下「内国税等」という。）」と、「賦課」とあるのは「賦課並びに同法附則第五条の四第十二項の規定による通知」と、第九十一条第一号及び第二号並びに第九十二条第一号中「内国税」とあるのは「内国税等」とする。

2 当分の間、第九十一条第六号中「の徴収」とあるのは、「の徴収、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定による徴収金の徴収並びに平成

児童手当法の規定による徴収金の徴収、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定による徴収金の徴収並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下この号において「整備法」という。）第三十八條の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法第三十六條の規定による改正前の児童手当法第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他整備法第三十八條の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法第三十六條の規定による改正前の児童手当法の規定による徴収金の徴収」とする。

二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定による徴収金の徴収」とする。

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）
 （抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支援給付に係るその他の法令の適用） 第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一～二十三 （略）</p> <p>二十四 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条から第七条まで及び第九条から第十三条までの規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。</p> <p>二十五 （略）</p> <p>二十六 （略）</p>	<p>（支援給付に係るその他の法令の適用） 第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一～二十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四 （略）</p> <p>二十五 （略）</p>